

審議案件 第1号

契約方法	一般競争入札	
工事種別	建築工事	
件名	津久野小学校体育館長寿命化改修ほか工事（その2）	
工事場所	堺市西区津久野町3丁14番11号	
概要	<p>長寿命化改修ほか工事</p> <p>3棟 昇降機棟増築 鉄骨造地上2階建 延べ面積 36,68m²</p> <p>屋根葺き替え</p> <p>外壁改修 工事対象延べ面積 約1,893m²</p> <p>内装改修 工事対象延べ面積 約1,343m²</p> <p>30棟 プール水槽改修 工事対象延べ面積 約504m²</p> <p>屋外附帯</p> <p>昇降機設備工事</p>	
工事担当課	建築課	
施工方式	単体企業又は共同企業体	
入札方法	電子入札	
単体企業及び共同企業体の構成員共通の入札参加資格	<ul style="list-style-type: none"> ・堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱に基づく入札参加資格を有している。 ・申請締切日から開札日までの間、入札参加停止等を受けていない。 ・事後審査書類の提出日において有効な経営事項審査を受け、建設業許可行政庁から通知される経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書において、建築一式工事の総合評定値（P）の通知を受けている。 	
単体企業の入札参加資格	<ul style="list-style-type: none"> ・建築工事を希望業種とする特定A1又は特定A2ランクの市内業者で、建築工事業の特定建設業許可を有している。 ・建築工事業に対応する監理技術者を常駐・専任配置できる。 	
市内企業建設工事共同企業体の入札参加資格	共同企業体の構成要件	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員数は2社又は3社 ・全構成員が市内業者であること。
	代表構成員の参加資格	<ul style="list-style-type: none"> ・建築工事を希望業種とする特定A2又は特定Bランクの市内業者で、建築工事業の特定建設業許可を有している。 ・建築工事業に対応する監理技術者を常駐・専任配置できる。
	他の構成員の参加資格	<p>【代表構成員が特定A2ランクの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築工事を希望業種とするA2又はBランクの市内業者で、建築工事業の特定建設業許可又は一般建設業許可を有している。 ・建築工事業に対応する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を常駐・専任配置できる。 <p>【代表構成員が特定Bランクの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築工事を希望業種とする特定Bランクの市内業者で、建築工事業の特定建設業許可を有している。 ・建築工事業に対応する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を常駐・専任配置できる。
開札日	令和5年10月16日	
業者数	6者	
開札結果	別紙のとおり	
契約の相手方	株式会社山口工務店	
契約日	令和5年12月20日	
工期	令和5年12月21日から令和7年2月28日まで	
契約金額	415,797,800円（税込み） 377,998,000円（税抜き）	
予定価格	425,216,000円（税込み） 386,560,000円（税抜き）	
調査基準価格	394,781,200円（税込み） 358,892,000円（税抜き）	
落札率	97.78%	
備考		

開札票

5051000177

件名	津久野小学校体育館長寿命化改修ほか工事(その2)				
開札日時	令和 5 年 10 月 16 日 午前 10 時 00 分				
予定価格	¥386,560,000 (税抜き)				
調査基準価格	¥358,892,000 (税抜き)				
失格基準価格	¥320,945,000 (税抜き)				
No.	業者名	所在地区分	入札書記載金額 (税抜き)	予定価格 との比率	摘要
1	株式会社山口工務店	市内	¥377,998,000	97.78%	落札
2	株式会社イズミクス	市内	¥379,999,000	98.30%	
3	株式会社大森工務店	市内			辞退
4	堺土建株式会社	市内			辞退
5	道岡建設工業株式会社	市内			辞退
6	株式会社益田組	市内			辞退

(参考)

契約方法	一般競争入札（特別簡易型総合評価落札方式）	
工事種別	建築工事	
件名	津久野小学校体育館長寿命化改修ほか工事	
工事場所	堺市西区津久野町3丁14番11号	
概要	長寿命化改修ほか工事 3棟 昇降機棟増築 鉄骨造 延べ面積 36,68m ² 屋根葺き替え 外壁改修 工事対象延べ面積 約1,343m ² 内装改修 工事対象延べ面積 約1,893m ² 30棟 プール水槽改修 工事対象延べ面積 約504m ² 屋外附帯 昇降機設備工事	
工事担当課	建築課	
施工方式	単体企業又は共同企業体	
入札方法	電子入札	
単体企業及び共同企業体の構成員共通の入札参加資格	・堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱に基づく入札参加資格を有している。 ・申請締切日から開札日までの間、入札参加停止等を受けていない。 ・事後審査書類の提出日において有効な経営事項審査を受け、建設業許可行政庁から通知される経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書において、建築一式工事の総合評定値（P）の通知を受けている。	
単体企業の入札参加資格	・建築工事を希望業種とする特定A1又は特定A2ランクの市内業者で、建築工事業の特定建設業許可を有している。 ・建築工事業に対応する監理技術者を常駐・専任配置できる。	
市内企業建設工事共同企業体 の入札参加資格	共同企業体の構成要件	・構成員数は2社又は3社 ・全構成員が市内業者であること。
	代表構成員の参加資格	・建築工事を希望業種とする特定A2又は特定Bランクの市内業者で、建築工事業の特定建設業許可を有している。 ・建築工事業に対応する監理技術者を常駐・専任配置できる。
	他の構成員の参加資格	【代表構成員が特定A2ランクの場合】 ・建築工事を希望業種とするA2又はBランクの市内業者で、建築工事業の特定建設業許可又は一般建設業許可を有している。 ・建築工事業に対応する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を常駐・専任配置できる。 【代表構成員が特定Bランクの場合】 ・建築工事を希望業種とする特定Bランクの市内業者で、建築工事業の特定建設業許可を有している。 ・建築工事業に対応する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を常駐・専任配置できる。
開札日	令和5年6月27日	
業者数	9者	
開札結果	別紙のとおり	
契約の相手方	—	
契約日	—	
工期	—	
契約金額	—	
予定価格	400,259,200円（税込み）	363,872,000円（税抜き）
調査基準価格	371,740,600円（税込み）	337,946,000円（税抜き）
落札率	—	
備考	取止め	

(参考) 開札票

5051000063

件名	津久野小学校体育館長寿命化改修ほか工事		
開札日時	令和 5 年 6 月 27 日	午前 10 時 30 分	
予定価格	¥363,872,000 (税抜き)		
調査基準価格	¥337,946,000 (税抜き)		
失格基準価格	- (税抜き)		

(1回目)

No.	業者名	所在地区分	入札書記載金額 (税抜き)	予定価格 との比率	技術 評価点	評価値	摘要
1	株式会社山口工務店	市内	¥389,300,000	106.98% (1)	109.00 (4)	27.998	超過
2	堺土建株式会社	市内	¥410,000,000	112.67% (3)	113.00 (2)	27.560	超過
3	株式会社イズミクス	市内	¥398,000,000	109.37% (2)	105.00 (7)	26.381	超過
4	株式会社国営	市内	¥437,000,000	120.09% (7)	115.00 (1)	26.315	超過
5	日野建設工業株式会社	市内	¥415,000,000	114.05% (4)	109.00 (4)	26.265	超過
6	株式会社大森工務店	市内	¥425,000,000	116.79% (5)	111.00 (3)	26.117	超過
7	高分子株式会社	市内	¥425,670,000	116.98% (6)	106.50 (6)	25.019	超過
8	泉宏建設株式会社	市内					辞退
9	建真・アイ建設建設工事共同企業体	市内 市内					辞退

(2回目)

No.	業者名	所在地区分	入札書記載金額 (税抜き)	予定価格 との比率	技術 評価点	評価値	摘要
1	堺土建株式会社	市内	¥389,290,000	106.98% (3)	113.00 (1)	29.027	超過
2	株式会社山口工務店	市内	¥388,712,000	106.82% (1)	109.00 (2)	28.041	超過
3	株式会社イズミクス	市内	¥389,000,000	106.90% (2)	105.00 (3)	26.992	超過
4	日野建設工業株式会社	市内					辞退
5	株式会社大森工務店	市内					辞退
6	高分子株式会社	市内					辞退
7	株式会社国営	市内					辞退

審議案件 第2号

契約方法	一般競争入札（特別簡易型総合評価落札方式）	
工事種別	その他工事（塗装工事）	
件名	浜寺大橋（上り）補修工事	
工事場所	堺市西区浜寺諏訪森町西ほか	
概要	<p>工事延長 L=150.0m 塗替塗装工 A=2,960m²、舗装打換え工 A=1,810m²、 橋面防水工 A=2,273m²、ひび割れ補修工 N=1 構造物、 防護柵取替工 L=151m、仮設工 一式、 その他 一式</p>	
工事担当課	道路整備課	
施工方式	共同企業体	
入札方法	電子入札	
特殊工事等 共同企業体の 入札参加資格	共同企業体の 構成要件	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員数は2社又は3社 ・他の構成員は市内業者であること。
	共同企業体の 構成員共通の 入札参加資格	<ul style="list-style-type: none"> ・堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱に基づく入札参加資格を有している。 ・申請締切日から開札日までの間、入札参加停止等を受けていない。 ・事後審査書類の提出日において有効な経営事項審査を受け、建設業許可行政庁から通知される経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書において、塗装工事の総合評定値（P）の通知を受けている。
	代表構成員の 参加資格	<ul style="list-style-type: none"> ・その他工事又は土木工事を希望業種とする市内業者、準市業者又は市外業者で、塗装工事業の特定建設業許可を有している。 ・塗装工事業に対応する監理技術者を常駐・専任配置できる。 ・国、地方公共団体その他公共機関等から発注され、平成20年4月1日から入札参加資格審査申請締切日現在までの間に完成した次に掲げる工事の施工実績を元請として有すること。 鋼橋（鉄道橋、道路橋又は人道橋（立体横断施設を除く。）に限る。）の塗装塗替工事
	他の構成員の 参加資格	<ul style="list-style-type: none"> ・その他工事又は土木工事を希望業種とする市内業者で、塗装工事業の特定建設業許可又は一般建設業許可を有している。 ・塗装工事業に対応する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を常駐・専任配置できる。
開札日	令和6年2月1日	
業者数	7者	
開札結果	別紙のとおり	
契約の相手方	大容・隆栄建設工事共同企業体	
契約日	令和6年2月21日	
工期	令和6年2月21日から令和7年2月28日まで	
契約金額	217,250,000円（税込み） 197,500,000円（税抜き）	
予定価格	270,824,400円（税込み） 246,204,000円（税抜き）	
調査基準価格	244,810,500円（税込み） 222,555,000円（税抜き）	
落札率	80.21%	
備考		

開 札 票

5051000287

件 名	浜寺大橋(上り)補修工事						
開札日時	令和 6 年 2 月 1 日			午前 10 時 00 分			
予定価格	¥246,204,000 (税抜き)						
調査基準価格	¥222,555,000 (税抜き)						
失格基準価格	¥196,471,000 (税抜き)						
No.	業 者 名	所在地区分	入札書記載金額 (税抜き)	予定価格 との比率	技術 評価点	評価値	摘 要
1	大容・隆栄建設工事共同企業体	市内 市内	¥197,500,000	80.21% (3)	113.00 (1)	57.215	落札
2	利晃・ユニオンテック建設工事共同企業体	市内 市内	¥198,000,000	80.42% (5)	112.40 (2)	56.767	
3	五大・成世建設工事共同企業体	市内 市内	¥197,700,000	80.29% (4)	111.00 (3)	56.145	
4	千成工務店・藤木組建設工事共同企業体	市内 市内	¥196,166,000	79.67% (1)	107.00 (5)	54.545	失格
5	カワハラ・イーゼス建設工事共同企業体	市内 市内	¥197,249,000	80.11% (2)	104.00 (6)	52.725	
6	日野・日英建設工事共同企業体	市内 市内	¥223,000,000	90.57% (6)	109.00 (4)	48.878	
7	今重興産・橋建設建設工事共同企業体	市内 市内					辞退

堺市土木系工事 総合評価落札方式ガイドライン (令和5年度版)

目 次

1 はじめに	1
(1)総合評価落札方式とは.....	1
(2)落札者の決定方法.....	1
(3)総合評価落札方式の適用対象工事.....	2
2 総合評価落札方式のタイプ	3
(1)特別簡易型(市区町村向け簡易型).....	3
(2)簡易型.....	3
(3)標準型.....	3
(4)高度技術提案型.....	3
3 各タイプにおける評価項目	4
4 基本となる配点及び評価方法	5
5 実施スケジュール	9
6 具体的なケースにおける評価基準及び加算点の設定例	10
(1)簡易型における審査・評価.....	10
(2)特別簡易型における審査・評価.....	14
7 情報公開	18
(1)入札前.....	18
(2)落札者決定後.....	18
8 その他の基本的事項	19
(1)中立かつ公正な審査・評価の確保.....	19
(2)説明要求等の対応.....	19
(3)評価内容の担保.....	20

【参考】地方自治法施行令及び地方自治法施行規則<抜粋>

1 はじめに

現在、国及び地方公共団体ともに厳しい財政状況にあり、公共投資が減少する中で企業間における価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増しています。これにより、粗雑工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質の低下が懸念されています。

このような社会状況を踏まえ、平成17年4月に公共工事の品質確保を目的とした「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）が施行されました。この品確法では、公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」とされており、この品確法の基本理念を実現する主要な取組として、総合評価落札方式の適用が示されています。

本市においても、平成19年度から総合評価落札方式を試行し、その試行結果や入札監視等委員会での様々な意見を踏まえ、評価項目や得点配分等の検証及び見直しを行い、平成21年度から本格的に総合評価落札方式を実施しています。

本ガイドラインは、令和5年度の本市発注工事（堺市建設工事に係る土木系工事総合評価審査庁内委員会の審査対象工事に限る。）における総合評価落札方式に関する基本的事項を示すものです。

（1）総合評価落札方式とは

総合評価落札方式とは、発注者が入札参加者に施工計画や施工能力等についての技術資料の提出を求め、入札参加者の技術的能力を適切に評価し、その技術評価点と価格を総合的に評価して、落札者を決定する方式です。

この方式は、従来の価格のみによって落札者を決定する方式と異なり、価格以外の多様な要素を考慮するという点で高い技術能力等を有する入札参加者が落札者となる可能性が高くなり、工事品質の確保及び向上、企業間における技術力競争の促進、談合の防止等の効果が期待できます。

（2）落札者の決定方法

総合評価落札方式においては、入札参加者に対して施工計画や施工能力等についての技術資料の提出を求め、あらかじめ設定した評価基準に基づき評価し、その点数（加算点）と標準点（100点）の合計点（技術評価点）を入札金額で除した数値（評価値）の最も高い入札参加者を落札者とします。（除算方式）

技術評価点 = 標準点（100点）+ 加算点

評価値 = 技術評価点 / 入札金額 × 100,000,000

※評価値は、小数点以下第4位を切捨てとします。

※標準点は100点とし、各工事に応じて簡易型では10～29.5点、特別簡易型では8.5～19.5点を加算点とします。

【参考】算出方法は、除算方式以外に加算方式があります。

（3）総合評価落札方式の適用対象工事

本市において、総合評価落札方式の適用対象となる工事は、原則として低入札価格調査制度の対象工事の中から、公共工事の特性（規模、技術的な工夫の余地等）に応じて選定します。

これは、地方自治法施行令が最低制限価格を設定する工事での総合評価落札方式の適用を認めていないためです。また、総合評価落札方式が適切に機能するためには、低入札価格調査によりダンピング受注を排除する必要があります。

【参考】

令和5年度における本市の低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の対象となる工事の範囲は、以下のとおりです。

- ・低入札価格調査制度の対象工事：予定価格（税込み）が1億1千万円以上の工事
- ・最低制限価格制度の対象工事：予定価格（税込み）が250万円超1億1千万円未満の工事

2 総合評価落札方式のタイプ

国の「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」では、工事の特性（規模や技術的な工夫の余地など）に応じて、特別簡易型、簡易型、標準型、高度技術提案型の4つのタイプが提示されています。本市においては、工事の内容等を考慮して、主に特別簡易型と簡易型のいずれかを実施します。

(1) 特別簡易型（市区町村向け簡易型）

特別簡易型は、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を求める場合に適用します。

特別簡易型では、簡易な施工計画の評価を要件とせず、工事成績評定点、配置予定技術者の能力、ISO等の認証取得の有無、安全対策の取組及び地域貢献度・社会貢献度等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行います。

(2) 簡易型

簡易型は、技術的な工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を求める場合に適用します。

簡易型では、簡易な施工計画、工事成績評定点、配置予定技術者の能力、ISO等の認証取得の有無、安全対策の取組及び地域貢献度・社会貢献度等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行います。

(3) 標準型

標準型は、技術的な工夫の余地が大きい工事を対象に、発注者が示す標準的な仕様に対し、社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用します。

標準型では、発注者が標準案に基づき算定した工事価格を予定価格とし、その範囲内で提案される施工上の工夫等の技術提案と価格との総合評価を行います。

(4) 高度技術提案型

高度技術提案型は、技術的な工夫の余地が大きい工事を対象に、社会的要請の高い特定の課題について特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用します。

高度技術提案型では、より優れた技術提案とするために、発注者と入札参加者の技術対話を通じて技術提案の改善を行うとともに、技術提案に基づき予定価格を作成した上で、技術提案と価格との総合評価を行います。

3 各タイプにおける評価項目

総合評価落札方式の評価項目については、以下の表のとおり、各タイプによって基本的な項目を定めています。

評価分類	評価項目	タイプ		
		特別簡易型	簡易型	(参考) 標準型
技術提案	工事ごとに3項目程度設定	×	×	●
簡易な施工計画 (※)	工程管理に係わる技術的所見	×	●	×
	品質管理に係わる技術的所見	×	●	×
	施工上の課題に対する技術的所見	×	●	×
	安全管理に留意すべき事項	×	●	×
	施工上配慮すべき事項	×	●	×
	工程表	×	●	×
企業の施工能力	工事成績評定点 (本市発注の同一業種に限る。)	●	●	●
	優良建設工事施工者表彰 (本市発注の同一業種に限る。)	●	●	●
	ISO等の認証取得 (本市契約先に限る。)	●	●	●
	安全対策の取組 (建設業労働災害防止協会への加入)	●	●	●
	ICT活用工事の実績	●	●	●
配置予定技術者の能力	ず①入れ又札かは参を②加選の者択いが	●	●	●
	①配置予定技術者の施工経験			
	②配置予定技術者の工事成績評定点 (本市発注の同一業種に限る。)			
地域貢献度・社会貢献度等	地理的条件 (市内業者に限る。)	●	●	●
	障害者の雇用	●	●	●
	防災協定に基づく活動 (本市との防災協定の締結等)	●	●	●
	建設機械の保有 (市内営業所での保有に限る。)	●	●	●
	刑務所出所者等の雇用等	●	●	●
	ワーク・ライフ・バランス等推進の取組	●	●	●
	若手技術者及び女性技術者の活用	●	●	●
	建設キャリアアップシステムの活用	●	●	●
	市内下請の活用	●	●	●
	資材の市内調達	●	●	●
履行義務違反	評価内容に係る履行義務違反	●	●	●

※工事の内容に応じて6つの評価項目のうち2項目以上設定

4 基本となる配点及び評価方法

本市における簡易型と特別簡易型の評価項目（簡易な施工計画、企業の施工能力等）の基本となる配点及び評価方法については、以下の表のとおりです。

ただし、これらの配点及び評価方法は、基本となるモデルを示すものであり、工事の業種及び性質を総合的に考慮し、個々の工事の特性に応じた落札者決定基準を総合評価審査庁内委員会の審議及び学識経験者の意見聴取を経て決定します。

評価分類	評価項目	評価基準及び配点	加算点
簡易な 施工計画	工程管理に係わる 技術的所見	工事の内容に応じて6つの評価項目のうち2項目以上を設定し、適切に配点する。 また、評価基準については、次の4段階で評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ・現場条件を踏まえて考慮すべき事項が適切に記載されている。 (満点) ・概ね適切に記載されている。 (満点の半分) ・一般的な事項のみの記載となっている。 (0点) ・不適切である。(未記載を含む。) (欠格) ※欠格の場合は、当該入札に参加することができません。	10点
	品質管理に係わる 技術的所見		
	施工上の課題に対する 技術的所見		
	安全管理に留意すべき 事項		
	施工上配慮すべき事項		
	工程表		
企業の 施工能力	工事成績評定点	過去5年間（平成30年1月1日から令和4年12月31日まで）の本市（本市上下水道局を含む。以下同じ。）発注の同一業種における工事成績評定点の平均点 ※工事実績のない場合は0点とします。 ※その他工事は、許可業種が異なっても同一業種として取扱います。 ※申請者が共同企業体である場合は、代表構成員、他の構成員ごとに工事成績評定点の平均点を算出し、当該平均点に基づく各者の加算点（工事実績のない場合は、加算点は0点）を各々の出資比率で案分し、それら加算点を合計した点を加算点とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・7.8点以上 (3点) ・7.5点以上7.8点未満 (2点) ・7.2点以上7.5点未満 (1点) ・6.5点以上7.2点未満 (0点) ・6.0点以上6.5点未満 (-1点) ・6.0点未満 (-2点) 	3点
	優良建設工事 施工者表彰	過去2年間の本市発注の同一業種における優良建設工事施工者表彰実績 ※評価対象期間は、表彰を受けた日の同月の公告案件から2年間とする。 ※その他工事は、許可業種が異なっても同一業種として取扱います。 ※共同企業体での表彰実績を評価申請する場合、加算点は出資比率で案分します。 ※条件を満たす表彰実績1件につき、入札公告で定められた期間ごとに1回、評価申請することができます。 ただし、落札者とならなかった場合は、評価申請した案件の翌々月以降に公告する案件に、再度評価申請することができます。 ※表彰を受けた日から技術資料提出締切日までに本市の入札参加停止又は入札参加除外を受けている場合は、加算しません。 <ul style="list-style-type: none"> ・表彰実績がある。 (1点) ・表彰実績がない。 (0点) 	19.5点

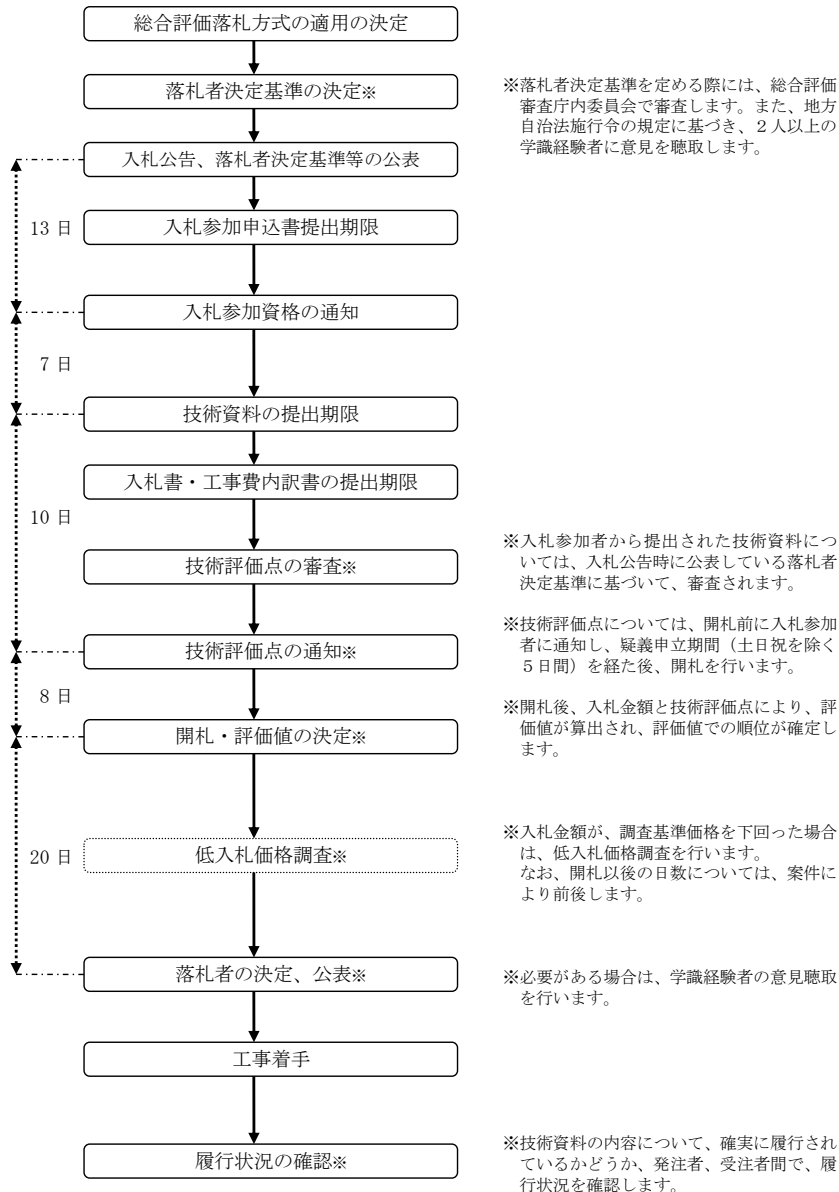
	ISO等の認証取得	本市契約先におけるISO9000シリーズ又はISO14001若しくはエコアクション21の認証取得 ・ISO9000シリーズ及びISO14001等（ISO14001又はエコアクション21）の両方を取得している。 (1点) <ul style="list-style-type: none"> ・いずれかを取得している。 (0.5点) ・いずれも取得していない。 (0点) 	1点
	安全対策の取組	建設業労働災害防止協会への加入 ・加入している。 (0.5点) ・加入していない。 (0点)	0.5点
	ICT活用工事の実績	過去1年間（令和4年度以降）の国、地方公共団体その他公共機関等発注のICT活用工事の施工実績 ・本市発注のICT活用工事の実績がある。 (1.5点) ・本市以外の国、地方公共団体その他公共機関等発注のICT活用工事の実績がある。 (1点) ・実績がない。 (0点)	1.5点
配置予定 技術者の 能力	①配置予定技術者の 施工経験	過去15年間（平成20年度以降）の国、地方公共団体その他公共機関等発注の同種工事における現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者の施工経験 ただし、契約金額が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上の工事では着工から竣工まで全期間従事した実績に限る。 ※甲型共同企業体として完成した工事の場合は、代表構成員又は出資比率が20%以上の他の構成員の現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者としての施工経験に限る。 ※現場代理人（有資格）とは、過去工事に従事した時点において監理技術者資格者証の交付を受けていた者をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・5回以上 (3点) ・3回以上5回未満 (2点) ・1回以上3回未満 (1点) ・いずれにも該当しない。 (0点) 	3点
	②配置予定技術者の 工事成績評定点	過去5年間（平成30年1月1日から令和4年12月31日まで）の配置予定技術者が現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者として従事した本市発注の同一業種における工事成績評定点 ただし、着工から竣工まで全期間従事した実績に限る。 ※その他工事は、許可業種が異なっても同一業種として取扱います。 ※甲型共同企業体として完成した工事の場合は、代表構成員又は出資比率が20%以上の他の構成員の現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者としての施工経験に限る。 ※現場代理人（有資格）とは、過去工事に従事した時点において監理技術者資格者証の交付を受けていた者をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・「7.8点以上が1件かつ7.5点以上が1件」 (3点) ・「7.8点以上が1件」又は「7.5点以上が2件」 (2点) ・「7.5点以上が1件」 (1点) ・いずれにも該当しない。 (0点) 	3点
地域貢献 度・社会 貢献度等	地理的条件 (市内業者に限る。)	本市入札参加有資格者としての登録期間 ・令和2年度以前から引き続き登録がある。 (0.5点) ・令和3年度以降の登録である。 (0点)	0.5点

障害者の雇用	障害者の雇用状況 ・法定雇用障害者数以上の数を雇用している若しくは障害者の雇用状況報告の義務はないが1人以上雇用している又は堺市障害者雇用貢献企業である。(1点) ・いずれにも該当しない。(0点)	1点
防災協定に基づく活動	(1) 入札参加者又は入札参加者の所属している社団法人等の団体と本市との防災協定の締結 ・締結している。(0.5点) ・締結していない。(0点) (2) (1)に掲げる防災協定に基づく防災活動の実施又は防災訓練への参加 ・(1)に掲げる防災協定を締結した者が、次のいずれかに該当する取組みを行ったこと(0.5点) ①過去3年間(令和2年度以降)における、本市との間で締結した防災協定に基づく防災活動の実施 ②防災協定に基づく規程類を整備し、かつ当該規程類の実効性を確保するため本市が主催する防災訓練に参加したこと(過去3年間(令和2年度以降)における参加に限る。) ・いずれにも該当しない。(0点)	1点
建設機械の保有	市内営業所(建設業法上の営業所に限らない)における建設機械の保有状況 ・1台以上保有している。(1点) ・保有していない。(0点)	1点
刑務所出所者等の雇用等	法務省大阪保護観察所に協力雇用主として登録し、本市在住の「保護観察」又は「更生緊急保護」の対象者の雇用状況又は講習会等の実施状況(過去2年間(令和3年度以降)における実績に限る。) ・対象者の雇用実績がある。(1点) ・事業所見学会や職場体験講習の実施実績がある。(0.5点) ・いずれにも該当しない。(0点)	1点
ワーク・ライフ・バランス等推進の取組	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の取得状況 ・次のいずれかの認定を取得している。(1点) ①えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定 ②トライくるみんな認定、くるみんな認定又はプラチナくるみんな認定 ③ユースエール認定 ・いずれにも該当しない。(0点)	1点
若手技術者及び女性技術者の活用	若手技術者及び女性技術者の活用状況 ・配置予定技術者が、次のいずれかに該当している。(1点) ①年齢が40歳以下である。 ②性別が女性である。 ・いずれにも該当しない。(0点)	1点
建設キャリアアップシステムの活用	建設キャリアアップシステムにおける事業者登録の状況 ・登録している。(1点) ・登録していない。(0点)	1点

市内下請の活用	市内下請の活用状況 ・一次下請に占める市内業者(本市内に本店を有する者)数の割合が60%以上の場合又は市内業者が元請で下請を使用しない場合(1点) ・いずれにも該当しない。(0点)	1点
資材の市内調達	資材の市内調達状況 ・指定する資材を全て市内業者(本市内に本店、支店、営業所、工場等を有する者)から調達する場合(1点) ・該当しない。(0点)	1点
履行義務違反	過去2年間の本市発注の総合評価落札方式適用工事における履行義務違反 ・履行義務違反がない。(0点) ・履行義務違反がある。(-2点)	-2点

5 実施スケジュール

本市における総合評価落札方式（特別簡易型）の標準的な実施スケジュールは以下のとおりです。



6 具体的なケースにおける評価基準及び加算点の設定例

(1) 簡易型における審査・評価

簡易型を適用する工事においては、簡易な施工計画、工事成績評定点及び配置予定技術者の能力等を評価することにより、本市が指示する仕様に基づいて、適切かつ確実に工事を遂行する能力を有するかを確認します。また、本市との防災協定の有無等の地域貢献度・社会貢献度等を評価することにより、本市域内で円滑に工事を施工する能力を有しているかを評価します。

以下に簡易型における評価項目、評価基準及び加算点の設定例を示します。

<設定例（土木工事）>

評価分類	評価項目	具体的評価項目	評価基準	加算点
簡易な 施工計画	施工上の課題に対する技術的所見	開削工法における施工方法の妥当性	現場条件を踏まえて考慮すべき事項が適切に記載されている。	4.0
			概ね適切に記載されている。	2.0
			一般的な事項のみの記載となっている。	0.0
			不適切である。（未記載を含む。）	欠格
	安全管理に留意すべき事項	施工中の安全管理の実施方法の妥当性	現場条件を踏まえて考慮すべき事項が適切に記載されている。	3.0
			概ね適切に記載されている。	1.5
			一般的な事項のみの記載となっている。	0.0
	品質管理に係わる技術的所見	品質確保に係わる確認方法に配慮すべき事項の妥当性	現場条件を踏まえて考慮すべき事項が適切に記載されている。	3.0
			概ね適切に記載されている。	1.5
			一般的な事項のみの記載となっている。	0.0
			不適切である。（未記載を含む。）	欠格
企業の 施工能力	工事成績評定点	過去5年間（平成30年1月1日から令和4年12月31日まで）の本市（本市上下水道局を含む。以下同じ。）発注工事の同一業種（土木工事）における工事成績評定点の平均点 ※工事実績のない場合は0点とします。	78点以上	3.0
			75点以上78点未満	2.0
			72点以上75点未満	1.0
			65点以上72点未満	0
			60点以上65点未満	-1.0
	60点未満	-2.0		
	優良建設工事施工者表彰	過去2年間（表彰を受けた日の同月の公告案件から2年間）の本市発注の同一業種（土木工事）における優良建設工事施工者表彰実績	表彰実績がある。	1.0
表彰実績がない。			0.0	

配置予定技術者の能力	ISO等の認証取得	本市契約先におけるISO9000シリーズ又はISO14001若しくはエコアクション21の認証取得	ISO9000シリーズ及びISO14001等（ISO14001又はエコアクション21）の両方取得している。	1.0	
			いずれかを取得している。	0.5	
			いずれも取得していない。	0.0	
		安全対策の取組	建設業労働災害防止協会への加入	加入している。	0.5
				加入していない。	0.0
		ICT活用工事の実績	過去1年間（令和4年度以降）のICT活用工事の施工実績	本市発注のICT活用工事の実績がある。	1.5
	本市以外の国、地方公共団体その他公共機関等発注のICT活用工事の実績がある。			1.0	
	実績がない。			0.0	
	入札参加者が①又は②のいずれかを選択	①配置予定技術者の施工経験	過去15年間（平成20年度以降）の現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者の同種工事（土木一式工事）における施工経験（ただし、契約金額が3,000万円以上の工事から竣工まで全期間従事した実績に限る。）	5回以上	3.0
				3回以上5回未満	2.0
				1回以上3回未満	1.0
				いずれにも該当しない。	0.0
②配置予定技術者の工事成績評定点				過去5年間（平成30年1月1日から令和4年12月31日まで）の配置予定技術者が現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者として従事した本市発注の同一業種（土木工事）における工事成績評定点（ただし、着工から竣工まで全期間従事した実績に限る。）	「7.8点以上が1件かつ7.5点以上が1件」
「7.8点以上が1件」又は「7.5点以上が2件」		2.0			
「7.5点以上が1件」		1.0			
いずれにも該当しない。		0.0			

地域貢献度・社会貢献度等	地理的条件（市内業者に限る。）	本市入札参加有資格者としての登録期間	令和2年度以前から引き続き登録がある。	0.5			
			令和3年度以降の登録である。	0.0			
	障害者の雇用	障害者の雇用状況	障害者の雇用状況 障害者の雇用状況報告の義務がある事業所 →法定雇用障害者数以上の数を雇用している又は堺市障害者雇用貢献企業である。 障害者の雇用状況報告の義務がない事業所 →障害者を1人以上雇用している又は堺市障害者雇用貢献企業である。	いずれにも該当しない。	0.0		
				（1）本市との防災協定の締結	締結している。	0.5	
					締結していない。	0.0	
	防災協定に基づく活動	（2）過去3年間（令和2年度以降）の（1）に掲げる防災協定に基づく防災活動の実施又は防災訓練への参加	（1）に掲げる防災協定を締結した者が、次のいずれかに該当する取組みを行った場合 ①過去3年間（令和2年度以降）における、本市との間で締結した防災協定に基づく防災活動の実施 ②防災協定に基づく規程類を整備し、かつ当該規程類の実効性を確保するため本市が主催する防災訓練に参加したこと（過去3年間（令和2年度以降）における参加に限る。）	いずれにも該当しない。	0.0		
				建設機械の保有	市内営業所（建設業法上の営業所に限らない。）における建設機械の保有状況	1台以上保有している。	1.0
						保有していない。	0.0
	刑務所出所者等の雇用等	法務省大阪保護観察所に協力雇用主として登録し、本市在住の「保護観察」又は「更生緊急保護」の対象者の雇用状況又は講習会等の実施状況（過去2年間（令和3年度以降）における実績に限る。）	対象者の雇用実績がある。 事業所見学会や職場体験講習の実施実績がある。	いずれにも該当しない。	0.0		
				ワーク・ライフ・バランス等推進の取組	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の取得状況	えるぼし認定、プラチナえるぼし認定、トライくるみん認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定又はユースエール認定のいずれかを取得している。	1.0
				いずれにも該当しない。		0.0	

若手技術者及び女性技術者の活用	若手技術者及び女性技術者の活用状況	配置予定技術者が、次のいずれかに該当している。 ①年齢が40歳以下である。 ②性別が女性である。	1.0	
		いずれにも該当しない。	0.0	
建設キャリアアップシステムの活用	建設キャリアアップシステムにおける事業者登録の状況	登録している	1.0	
		登録していない。	0.0	
市内下請の活用	市内下請の活用状況	一次下請に占める市内業者（本市内に本店を有する者）数の割合が60%以上の場合又は市内業者が元請で下請を使用しない場合	1.0	
		いずれにも該当しない。	0.0	
資材の市内調達	資材の市内調達状況	指定する資材を全て市内業者（本市内に本店、支店、営業所、工場等を有する者）から調達する場合	1.0	
		該当しない。	0.0	
履行義務違反	評価内容に係る履行義務違反	過去2年間の本市発注の総合評価落札方式適用工事における履行義務違反	履行義務違反がない。	0.0
		履行義務違反がある。	-2.0	

（２）特別簡易型における審査・評価

特別簡易型を適用する工事においては、簡易型と異なり、簡易な施工計画を評価項目とせず、工事成績評定点及び配置予定技術者の能力等を評価することにより、本市が指示する仕様に基づいて、適切かつ確実に工事を遂行する能力を有するかを確認します。

また、本市との防災協定の有無等の地域貢献度・社会貢献度等を評価することにより、本市域内で円滑に工事を施工する能力を有しているかを評価します。

以下に特別簡易型における評価項目、評価基準及び加算点の設定例を示します。

<設定例（舗装工事）>

評価分類	評価項目	具体的評価項目	評価基準	加算点
企業の施工能力	工事成績評定点	過去5年間（平成30年1月1日から令和4年12月31日まで）の本市（本市上下水道局を含む。以下同じ。）発注工事の同一業種（舗装工事）における工事成績評定点の平均点 ※工事実績のない場合は0点とします。	78点以上	3.0
			75点以上78点未満	2.0
			72点以上75点未満	1.0
			65点以上72点未満	0
			60点以上65点未満	-1.0
			60点未満	-2.0
	優良建設工事施工者表彰	過去2年間（表彰を受けた日の同月の公告案件から2年間）の本市発注の同一業種（舗装工事）における優良建設工事施工者表彰実績	表彰実績がある。	1.0
			表彰実績がない。	0.0
	ISO等の認証取得	本市契約先におけるISO9000シリーズ又はISO14001若しくはエコアクション21の認証取得	ISO9000シリーズ及びISO14001等（ISO14001又はエコアクション21）の両方を取得している。	1.0
			いずれかを取得している。	0.5
			いずれも取得していない。	0.0
	安全対策の取組	建設業労働災害防止協会への加入	加入している。	0.5
加入していない。			0.0	
ICT活用工事の実績	過去1年間（令和4年度以降）のICT活用工事の施工実績	本市発注のICT活用工事の実績がある。	1.5	
		本市以外の国、地方公共団体その他公共機関等発注のICT活用工事の実績がある。	1.0	
		実績がない。	0.0	

配置予定技術者の能力	入札参加者が①又は②のいずれかを選択	①配置予定技術者の施工経験	過去15年間（平成20年度以降）の現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者の同種工事（舗装工事）における施工経験（ただし、契約金額が3,000万円以上の工事から竣工まで全期間従事した実績に限る。）	5回以上	3.0
			3回以上5回未満	2.0	
			1回以上3回未満	1.0	
			いずれにも該当しない。	0.0	
			②配置予定技術者の工事成績評定点	過去5年間（平成30年1月1日から令和4年12月31日まで）の配置予定技術者が現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者として従事した本市発注の同一業種（舗装工事）における工事成績評定点（ただし、着工から竣工まで全期間従事した実績に限る。）	「78点以上が1件かつ75点以上が1件」
	「78点以上が1件」又は「75点以上が2件」	2.0			
	「75点以上が1件」	1.0			
	いずれにも該当しない。	0.0			
	地域貢献度・社会貢献度等	地理的条件（市内業者に限る。）	本市入札参加有資格者としての登録期間	令和2年度以前から引き続き登録がある。	0.5
				令和3年度以降の登録である。	0.0
障害者の雇用		障害者の雇用状況	障害者の雇用状況報告の義務がある事業所 →法定雇用障害者数以上の数を雇用している又は堺市障害者雇用貢献企業である。	1.0	
			障害者の雇用状況報告の義務がない事業所 →障害者を1人以上雇用している又は堺市障害者雇用貢献企業である。	0.0	
いずれにも該当しない。	0.0				

防災協定に基づく活動	(1)本市との防災協定の締結	締結している。	0.5
		締結していない。	0.0
	(2)過去3年間（令和2年度以降）の(1)に掲げる防災協定に基づく防災活動の実施又は防災訓練への参加	(1)に掲げる防災協定を締結した者が、次のいずれかに該当する取組みを行った場合 ①過去3年間（令和2年度以降）における、本市との間で締結した防災協定に基づく防災活動の実施 ②防災協定に基づく規程類を整備し、かつ当該規程類の実効性を確保するため本市が主催する防災訓練に参加したこと（過去3年間（令和2年度以降）における参加に限る。）	0.5
		いずれにも該当しない。	0.0
建設機械の保有	市内営業所（建設業法上の営業所に限らない。）における建設機械の保有状況	1台以上保有している。	1.0
		保有していない。	0.0
刑務所出所者等の雇用等	法務省大阪保護観察所に協力雇用主として登録し、本市在住の「保護観察」又は「更生緊急保護」の対象者の雇用状況又は講習会等の実施状況（過去2年間（令和3年度以降）における実績に限る。）	対象者の雇用実績がある。	1.0
		事業所見学会や職場体験講習の実施実績がある。	0.5
		いずれにも該当しない。	0.0
		0.0	
ワーク・ライフ・バランス等推進の取組	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の取得状況	えるぼし認定、プラチナえるぼし認定、トライくるみん認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定又はユースエール認定のいずれかを取得している。	1.0
0.0			
若手技術者及び女性技術者の活用	若手技術者及び女性技術者の活用状況	配置予定技術者が、次のいずれかに該当している。 ①年齢が40歳以下である。 ②性別が女性である。	1.0
		いずれにも該当しない。	0.0

建設キャリアアップシステムの活用	建設キャリアアップシステムにおける事業者登録の状況	登録している	1.0	
		登録していない。	0.0	
市内下請の活用	市内下請の活用状況	一次下請に占める市内業者（本市内に本店を有する者）数の割合が60%以上の場合又は市内業者が元請で下請を使用しない場合	1.0	
		いずれにも該当しない。	0.0	
資材の市内調達	資材の市内調達状況	指定する資材を全て市内業者（本市内に本店、支店、営業所、工場等を有する者）から調達する場合	1.0	
		該当しない。	0.0	
履行義務違反	評価内容に係る履行義務違反	過去2年間の本市発注の総合評価落札方式適用工事における履行義務違反	履行義務違反がない。	0.0
			履行義務違反がある。	-2.0

7 情報公開

(1) 入札前

技術評価の評価基準等について、あらかじめ入札公告等において明らかにします。

- ア 総合評価落札方式の適用の旨
- イ 落札者の決定方法
- ウ 総合評価の方法
 - ・評価値の算定方法
 - ・技術評価点の配点
 - ・評価項目及び評価基準
- エ 技術資料の提出
 - ・提出書類
 - ・提出期限
- オ 技術資料に係る失格要件
- カ 技術資料に関するヒアリング
- キ 開札予定日時及び場所
- ク 総合評価の結果の公表
- ケ 評価内容の担保
- コ 評価結果に対する説明

(2) 落札者決定後

落札者を決定した場合は、堺市入札情報公開システムにおいて、以下の事項を速やかに公表します。

- ア 落札者名
- イ 各入札参加者の技術評価点
- ウ 各入札参加者の入札金額
- エ 各入札参加者の評価値

8 その他の基本的事項

(1) 中立かつ公正な審査・評価の確保

ア 総合評価審査庁内委員会の審査

総合評価落札方式の実施に当たり、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、堺市建設工事に係る土木系工事総合評価審査庁内委員会を設置し、対象工事ごとに審査を行います。

なお、総合評価審査庁内委員会の下に、必要に応じて作業部会を設置します。

イ 学識経験者の意見聴取

地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項並びに地方自治法施行規則第12条の4により、以下の手続を行う際には、2人以上の学識経験者からの意見を聴取します。

- ・落札者決定基準を定めようとするとき ※
 - ※「簡易型」については、個別案件の公告を行うまでに意見を聴取します。
 - ※「特別簡易型」については、原則、年度当初に定型的に設定した評価項目、配点、評価方法について意見を聴取し、個別案件については、意見聴取を行った評価項目等を適用するものとします。
- ・落札者を決定しようとするとき ※
 - ※落札者決定基準を定めようとするときの意見聴取において、落札者を決定しようとするときにも改めて意見聴取を行う必要があるとの意見が学識経験者から述べられた場合

本市では、中立・公正な立場から判断することができる者として、行政職員（国土交通省近畿地方整備局の職員）及び大学教授等を対象に、総合評価審査庁内委員会において学識経験者を選任し、個々の工事ごとに、その選任された者のうち、2人以上から意見を聴取します。

(2) 説明要求等の対応

技術評価点に係る説明要求等については、評価結果の通知の日の翌日から起算して、5日（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）以内に、原則として書面により工事担当課において受け付け、適切な説明を行います。

(3) 評価内容の担保

受注者は、加算点が付与された評価内容について責任を持って確実に履行しなければなりません。履行状況については、施工中及び施工完了時に受発注者間で確認します。

なお、次のアからエまでの評価項目について、契約締結後、入札時の評価内容が履行されない又は評価内容に変更が生じた場合は、原則として工事成績評定点から減ずることとします。

また、当該不履行が受注者の責による場合には、履行義務違反の認定日（原則として工事検査確認日）から以後2年間に発注される総合評価落札方式の対象となる案件において、技術評価点から減点を行います。

さらに、評価された内容に対する履行状況が、悪質と認められる場合は、入札参加停止等の措置を講じます。

- ア 簡易な施工計画（簡易型のみ）に係る評価項目
技術資料の簡易な施工計画に記載し、加算点が付与された評価内容を履行しなかった場合
 - イ 配置予定技術者に係る評価項目（「配置予定技術者の施工経験」、「配置予定技術者の工事成績評定点」及び「若手技術者及び女性技術者の活用」）
配置予定技術者の変更により、加算点が付与された評価内容に変更が生じた場合
 - ウ 「障害者の雇用」及び「建設機械の保有」
技術資料の記載に反する事実が判明し、加算点が付与された評価内容に変更が生じた場合
 - エ 「市内下請の活用」及び「資材の市内調達」
下請及び資材に係る契約状況の変更により、加算点が付与された評価内容に変更が生じた場合
- なお、契約状況は、施工完了時に下請負人通知書、施工体制台帳、契約書等で確認します。

【参考】

地方自治法施行令<抜粋>

(総合評価落札方式)

第六十七條の十の二 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第二百三十四條第三項本文又は前條の規定により難いものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、**価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。**

(低入札価格調査制度による総合評価落札方式)

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

(落札者決定基準)

3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

(落札者決定基準を定めようとするときに行う学識経験者への意見聴取)

4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

(落札者を決定しようとするときに行う学識経験者への意見聴取)

5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(総合評価一般競争入札における公告)

6 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第六十七條の六第一項の規定により公告するときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同條第二項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

地方自治法施行規則<抜粋>

(意見聴取に必要となる学識経験者数)

第十二條の四 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第六十七條の十の二第四項及び第五項（これらの規定を同令第六十七條の十三において準用する場合を含む。）の規定により学識経験を有する者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

○調査基準価格を下回る受注に伴って、手抜き工事、下請しわ寄せ、契約不履行につながらないように、**工事品質・下請代金・契約履行（3C）徹底のため5つの措置**を推進（**ダンピング受注3C徹底のための『かきくげこ』の推進**）
 ※今後、**履行確保措置の実施について、自治体へ取組の強化を要請**し、入契調査等を通じてフォローアップ

手抜き防止 (品質確保の徹底) Construction Quality ~工事品質~	監督・検査の強化	(か)	○施工体制や監理技術者の専任制の把握確認について要領に基づく点検の徹底に加え、施工状況を踏まえて随時点検を実施 ○モニターカメラ等の設置による施工状況の把握、不可視部分の出来形管理のためのビデオ撮影の義務づけ、施工計画書の内容のヒアリングの実施など、発注者の監督・検査等を強化
	技術者の増員	(き)	○監理技術者に加え、受注者は同等の要件を満たす技術者等を現場に追加配置

しわ寄せ排除 Cost ~下請代金~	下請業者への公正・透明(クリア)な支払の確認	(く)	○下請代金の不払いや支払い期間が不適切でないか等元請下請双方に調査の上確認。(指導が必要と考えられる場合は、許可行政庁へ立入り検査等を要請)
--	------------------------	-----	--

不履行への対応強化 (発注者の備えの強化) Contract ~契約の履行~	契約保証額の引上げ等	(け)	○受注者が契約の締結と同時に付する必要がある保証の額の引上げ ○受注者が請求できる前払金の額の縮減
	工事請負契約に係る指名停止措置の強化	(こ)	○粗雑工事を生じた場合の工事請負契約に係る指名停止措置の強化

監督・検査の強化（か）の取組例①

(国土交通省直轄工事における取組)

■ 下請契約予定者名簿の提出

➡調査対象予定工事における**第1次下請契約予定者名及びその契約予定金額を記載した書面の提出**

■ 監督体制の強化

- ・ 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング
- ・ 施工計画書の内容のヒアリング
- ・ 重点的な監督業務の実施

➡立会を原則。あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているか確認。実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から聴取。

- ・ 労働安全担当部局との連携
- ・ 厳格な検査の実施

■ 特記仕様書への明示

➡**施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング、施工計画書の内容のヒアリングを行うことについて特記仕様書において明示**

■ 閲覧に供する書面への特記

➡低入札対象工事に係る入札結果等を公表する際に、**閲覧に供する入札調書の写しの摘要欄等に「低入札価格調査実施」と記載**

予定価格 1 億円以上の低入札価格調査対象工事については、更に以下の取組を実施



- 特別重点調査を実施した調査結果については各地方整備局ホームページにおいて公表（予定価格 1 億円未満の場合においても積極的に試行）
- **モニターカメラを工事現場に設置**し、監督業務において補助的に活用することにより、工事全体の施工状況を把握
- 発注者の指定する不可視部分の出来形管理を、**受注者がビデオ撮影**により行い、**検査時等において発注者に提出することを契約上義務付け**

「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」
（平成18年4月14日（最終改正：平成20年10月3日）国土交通省）

技術者の増員（き）の取組例

（国土交通省直轄工事における取組）

「品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応について」(平成15年2月10日国土交通省)

受注者側技術員の増員

専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回って落札した者と契約する場合において、当該業者が当該地方整備局管内で過去2年以内に竣工した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当する場合には、**監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を、専任で1名現場に配置**を求めるものとする。

- ① 65点未満の工事成績評定を通知された企業（予定価格 1 億円以上の工事の場合は70点未満）
- ② 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。
- ③ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業
- ④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業

また、**入札参加者に対しては、以下の文書に明記することにより周知**

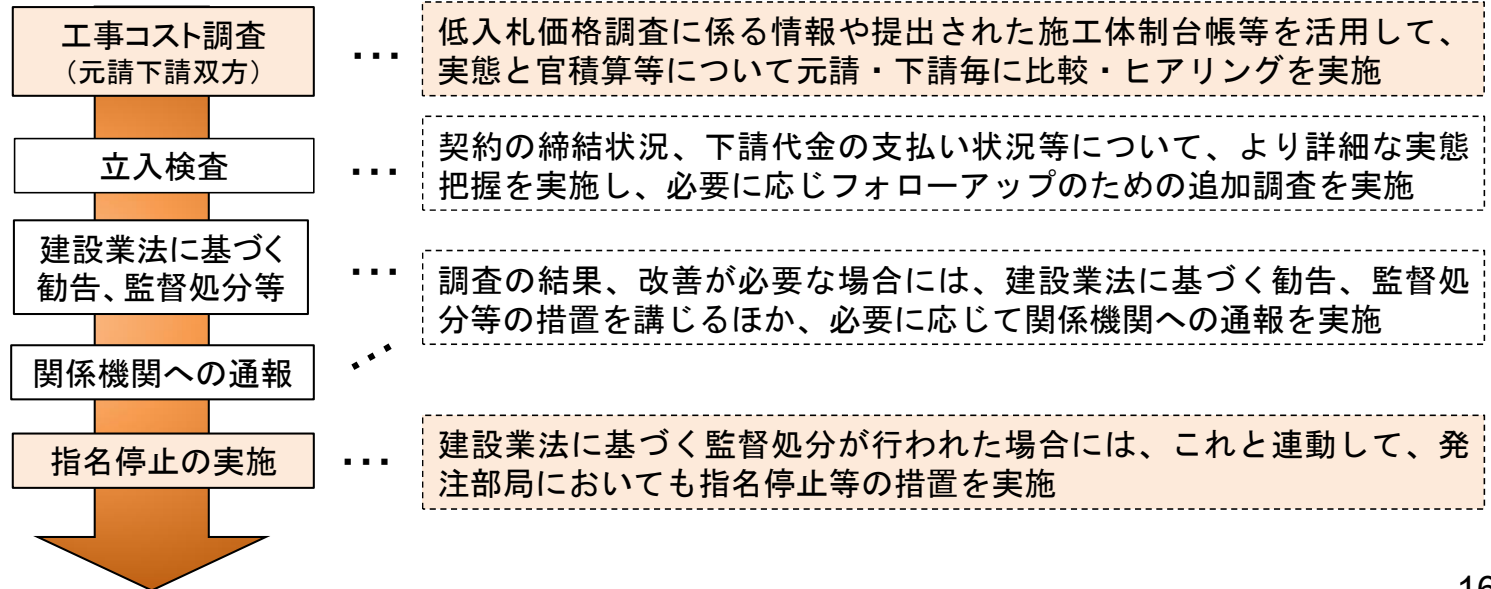
- ◆ 一般競争入札にあつては入札公告及び入札説明書
- ◆ 指名競争入札にあつては指名通知
- ◆ 公募型指名競争入札にあつては技術資料収集に係る掲示
- ◆ 工事希望型指名競争入札にあつては技術資料の提出を求める際に送付する資料
- ◆ 現場説明事項

下請業者への適正な支払確認等の実施

国土交通省直轄工事における低入札価格調査制度調査対象工事においては、低入札価格調査に係る情報や施工体制台帳等を活用して、実態と官積算との乖離や当該工事が低価格で施工可能な理由等を把握するため、**元請下請双方に調査(工事コスト調査)を実施**の上、**指導が必要と考えられる場合は許可行政庁へ立入検査等の要請**を行っている。

＜実施スキーム＞

「工事コスト調査について」(平成14年2月12日国土交通省)



契約保証額の引上げ等 (け) の取組例

(国土交通省直轄工事における取組)

国土交通省では、低入札価格調査を受けた者との契約については、以下の取組を実施している。

- **契約保証額の引上げ** ……「低入札価格調査制度調査対象工事における契約の保証の額について」(平成15年2月10日国土交通省)
- **前金払の減額** ……「低入札価格調査制度調査対象工事における前金払の縮減について」(平成15年4月15日国土交通省)

取組	率	入札前の周知
契約保証額の引上げ	(通常) 1/10以上 ↓ (低入札工事の場合) <u>3/10以上</u>	【一般競争入札の場合】 入札説明書に明記 【指名通知並びに公募型指名競争入札の場合】 技術資料収集に係る掲示に明記
前金払の減額	(通常) 4/10以内 ↓ (低入札工事の場合) <u>2/10以内</u>	【工事希望型指名競争入札の場合】 技術資料の提出を求めるときに送付する資料に明記 (前金払の減額においては、現場説明書にも明記)

指名停止措置の強化

- 国土交通省では、指名停止等の措置の実施に当たり、恣意性を排除し客観的な実施を担保するため、あらかじめ、以下のとおり**指名停止基準**を策定している。
- 更に、**低入札価格調査を行った工事における過失による粗雑工事**においては、**少なくとも3カ月の指名停止**となるように運用している。

別表第1
当該地方整備局の所管する区域内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載) 1 当該地方整備局の発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内
(過失による粗雑工事) 2 当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「地方整備局発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）	当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内
3 当該地方整備局の所管する区域内における工事で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上3ヵ月以内

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月（最終改正：令和2年12月25日）国土交通省）

■工事請負契約に係る指名停止措置等の措置要領の運用基準について（平成3年5月18日（最終改正：平成26年3月19日）国土交通省）

6 別表第1関係

一 低入札価格調査を行った地方整備局発注工事における過失による粗雑工事（第2号）

低入札価格調査を行った工事において別表第1第2号の措置要件に該当した場合の指名停止の期間は、少なくとも3ヶ月となるように運用すること。

■いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について（平成18年4月14日国土交通省）

6. 指名停止措置の強化

低入札価格調査制度調査対象工事において、粗雑工事が生じた場合は、**指名停止期間につき最低限3ヵ月とするための指名停止措置運用基準の改正**を行うこととする。

審議案件 第3号

契約方法	一般競争入札（WTO政府調達対象案件）		
工事種別	機械器具設置工事		
件名	三宝水再生センター高段ポンプ棟No. 3～6 沈砂池設備更新工事		
工事場所	堺市堺区松屋大和川通4丁147番地1		
概要	スクリーンかす設備更新工事 一式 沈砂設備更新工事 一式 電気設備更新工事 一式 機能増設 一式 その他工事 一式		
工事担当課	下水道施設課		
施工方式	特定建設工事共同企業体		
入札方法	郵便入札		
特定建設工事共同企業体の入札参加資格	共同企業体の構成要件	・ 構成員数は2社又は3社	
	代表構成員 他の構成員 共通の参加資格	<ul style="list-style-type: none"> 堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱又は堺市特定調達建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱に基づく入札参加資格を有している。 申請締切日から開札日までの間、入札参加停止等を受けていない。 事後審査書類の提出日において有効な経営事項審査を受け、建設業許可行政庁から通知される経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書において、機械器具設置工事の総合評定値（P）の通知を受けている。 	
	代表構成員の参加資格	<ul style="list-style-type: none"> 機械器具設置工事の特定建設業許可を有し、機械器具設置工事の経審点数が以下の経営事項審査要件を満たしている。 機械器具設置工事に対応する監理技術者を常駐・専任配置できる。 平成20年4月1日から入札参加資格審査申請締切日現在までの間に完成した次に掲げる工事の施工実績を元請として有すること。 下水道施設、水道施設、河川施設又は湛水防除施設における、沈砂池設備（スクリーンかす設備又は沈砂設備）の新設又は更新工事 	
	他の構成員の参加資格	<ul style="list-style-type: none"> 機械器具設置工事の一般又は特定建設業許可を有し、機械器具設置工事の経審点数が以下の経営事項審査要件を満たしている。 機械器具設置工事に対応する監理技術者又は主任技術者を常駐・専任配置できる。 	
経営事項審査要件（機械器具設置工事に係る総合評定値（P）の点数要件）	代表構成員	共同企業体の構成員数	他の構成員
	1,100点以上	2社の場合	他の構成員1
		3社の場合	他の構成員2
開札日	令和6年2月2日		
業者数	1者		
開札結果	別紙のとおり		
契約の相手方	前澤・味起央建設工事共同企業体		
契約日	令和6年2月21日		
工期	令和6年2月21日から令和10年3月18日まで		
契約金額	3,087,700,000円（税込み）	2,807,000,000円（税抜き）	
予定価格	3,088,323,700円（税込み）	2,807,567,000円（税抜き）	
調査基準価格	2,903,023,200円（税込み）	2,639,112,000円（税抜き）	
落札率	99.97%		
備考			

開 札 票

5051000281

件 名	三宝水再生センター高段ポンプ棟No. 3～6沈砂池設備更新工事					
開札日時	令和 6 年 2 月 2 日		午後 2 時 00 分			
予定価格	¥2,807,567,000		(税抜き)			
調査基準価格	¥2,639,112,000		(税抜き)			
No.	業 者 名	所在地区分		入札書記載金額 (税抜き)	予定価格 との比率	摘 要
1	前澤・味起央建設工事共 同企業体	市外	市内	¥2,807,000,000	99.97%	落札

審議案件 第4号

契約方法	一般競争入札
業 種	地質調査業務
件 名	三宝水再生センター地質調査業務（5-1）
履行場所	堺市堺区松屋大和川通4丁147番地1
概 要	一般調査業務 一式 解析業務 一式
担 当 課	下水道施設課
施工方式	単体企業
入札方法	電子入札
入札参加資格	<ul style="list-style-type: none"> ・堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱に基づく入札参加資格を有している。 ・申請締切日から開札日までの間、入札参加停止等を受けていない。 ・地質調査業務を希望業種としている。
開 札 日	令和6年2月6日
業 者 数	12 者
開札結果	別紙のとおり
契約の相手方	株式会社オキコーポレーション堺営業所
契 約 日	令和6年2月26日
履行期間	令和6年2月26日から令和6年7月31日まで
契約金額	15,364,800 円（税込み） 13,968,000 円（税抜き）
予定価格	19,143,300 円（税込み） 17,403,000 円（税抜き） ※
最低制限価格	15,340,600 円（税込み） 13,946,000 円（税抜き） ※
落 札 率	80.26%
備 考	

※（算定誤りが無かった場合の）本来の予定価格及び最低制限価格については、次のとおり
 予定価格

【正】19,307,200 円（税込み） 【正】17,552,000 円（税抜き）

最低制限価格

【正】15,915,900 円（税込み） 【正】14,469,000 円（税抜き）

開 札 票

5052000175

件 名	三宝水再生センター地質調査業務(5-1)				
開札日時	令和 6 年 2 月 6 日	午前 9 時 30 分			
予定価格	¥17,403,000		(税抜き)		
最低制限価格	¥13,946,000		(税抜き)		
No.	業 者 名	所在地区分	入札書記載金額 (税抜き)	予定価格 との比率	摘 要
1	株式会社ヨコタテック堺事務所	準市内	¥13,470,000	77.40%	無効
2	アーステクノ株式会社	市内	¥13,845,000	79.56%	無効
3	株式会社KGS	市内	¥13,859,000	79.64%	無効
4	株式会社オキココーポレーション堺営業所	準市内	¥13,968,000	80.26%	落札
5	株式会社土木管理総合試験所大阪支店	準市内	¥13,978,000	80.32%	
6	中央開発株式会社大阪南営業所	準市内	¥13,984,000	80.35%	
7	東亜建測株式会社堺営業所	準市内	¥14,079,000	80.90%	
8	株式会社関西土木技術センター堺営業所	準市内	¥14,168,000	81.41%	
9	株式会社アテック吉村堺事務所	準市内	¥14,261,000	81.95%	
10	興亜開発株式会社関西支店	準市内	¥14,280,000	82.05%	
11	株式会社東建ジオテック大阪支店	準市内	¥14,783,000	84.95%	
12	株式会社奈良地質美原営業所	準市内			辞退

地質調査業務の入札時における予定価格等の算定誤りについて

堺市上下水道局が令和 6 年 2 月に実施した三宝水再生センター地質調査業務（5-1）の入札において、予定価格及び最低制限価格の算定を誤って入札を執行し、本来契約の相手方とならない事業者と契約していたことが、庁外からの指摘により判明しました。

入札に参加された事業者をはじめ関係者の方々には、入札の手続きにおいて重大な誤りがあったことにより多大なご迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げます。今後、このような事態が発生しないよう原因の検証を行い、適正な事務執行を徹底します。

1 概要

以下の業務の予定価格及び最低制限価格を算定する際に誤りがありました。

これらにより最低制限価格が本来よりも低い価格に設定されたため、正しい最低制限価格では落札候補者とならない業者 B と契約していたものです。

業務名：三宝水再生センター地質調査業務（5-1）

入札日：令和 6 年 2 月 6 日（火）

契約日：令和 6 年 2 月 26 日（月）

正しい予定価格（税抜）：17,552,000 円

誤った予定価格（税抜）：17,403,000 円

正しい最低制限価格（税抜）：14,469,000 円

誤った最低制限価格（税抜）：13,946,000 円

落札価格（税抜）：13,968,000 円

	正しい算定額	誤った算定額
予定価格（税抜）	17,552,000 円	17,403,000 円
最低制限価格（税抜）	14,469,000 円	13,946,000 円
入札価格（税抜）	業者 A（14,783,000 円）、業者 B（13,968,000 円）	
落札候補者	業者 A	業者 B

【最低制限価格】

最低制限価格制度とは、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者であっても、最低制限価格を下回る場合には、これを落札者とせず、最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度です（地方自治法施行令第167条の10第2項）。

本市では、原則として予定価格が250万円を超え1億1千万円未満の工事及び予定価格が100万円を超える建設工事に関連する委託業務について、最低制限価格を設定しています。最低制限価格は、本市が算定した設計金額の各費目（内訳）に一定の係数（市において定めた係数であり公表されているもの）を乗じて算定した価格です。

2 原因

予定価格の誤りは、間接調査費のなかの旅費交通費が適切に業務調査価格に計上されなかったため、予定価格が本来よりも低く算定されました。

また、最低制限価格の誤りは、業務調査価格の各費目（内訳）の経費を振り分けて、最低制限価格算定表に入力する際に誤りがあったため、最低制限価格が本来よりも低く算定されました。

3 経緯

令和6年2月6日（火）、入札の結果、12者のうち、当初の最低制限価格から業者Bが落札候補第1位となり、2月26日（月）に契約締結しました。

本件の入札に参加した事業者1者から3月7日（木）に、入札における最低制限価格の算定に疑義があると指摘を受け、設計内容と予定価格の確認を行い、翌日に誤りがないことを回答しました。

3月13日（水）に同事業者から再度同様の指摘を受けたことから、再度、仕様書や設計書内容、最低制限価格の算定方法等を確認した結果、4月5日（金）に最低制限価格の算定に誤りがあったことが判明しました。

これを受けて、局内において確認が可能な平成25年度以降に発注した地質調査業務全件（22件）を調査した結果、4月8日（月）に本件以外の業務については最低制限価格の算定に誤りがないことを確認しました。

改めて予定価格の調査を進めたところ、4月18日（木）に予定価格の算定にも誤りがあったことが判明しました。

これを受けて、局内の地質調査や測量などの業務において旅費交通費の計上方法を変更した令和6年1月以降の発注業務全件（7件）を調査した結果、本件以外の業務については誤りがないことを確認しました。

4 対応

本契約については、本市の予定価格及び最低制限価格の算定の誤りに起因するものであり、現契約締結者には帰責性がなく、また、現契約締結者においてすでに業務着手し、資機材の調達や一部調査を実施していることから現契約の解除は行わず、契約を継続します。

なお、本件の入札に参加した全事業者に対し、説明及び謝罪し了解を得ています。

5 対策チーム設置による検証・対策

上下水道局内に対策チームを設置し、違算要因の分析・検証と初動時の対応の検証を行います。また、適正な事務執行に向けて、積算誤りを防止するシステム改善、所管部署や契約担当部署による厳格な確認ルールの導入、職員の積算事務能力の向上など、誤りの未然防止とチェック体制の強化を図ります。

なお、検討結果につきましては、今後、堺市上下水道局ホームページでお知らせします。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：上下水道局 下水道施設部 下水道施設課 電 話：072-229-1725 ファックス：072-229-1800
----------------------------	---

令和 6 年 4 月 26 日
堺市上下水道局

三宝水再生センター地質調査業務（5－1）の最低制限価格設定業務に係る積算内訳書の誤りについて

上下水道局発注の標記業務について、最低制限価格設定業務に係る積算内訳書に誤りがありましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、堺市上下水道局ホームページで公表しております最低制限価格設定業務に係る積算内訳書は訂正済みです。

御迷惑をお掛けし、お詫び申し上げます。

記

1 対象案件

案 件 名 三宝水再生センター地質調査業務（5－1）
契約締結日 令和 6 年 2 月 26 日
契 約 金 額 13,968,000 円（税抜）

2 訂正箇所及び訂正内容

最低制限価格設定工事関連業務に係る積算内訳書
別紙 1（訂正前）及び別紙 2（訂正後）のとおり

3 問合せ先

担 当 課 上下水道局 下水道施設部 下水道施設課
担 当 者 山本、角野
電話番号 072-229-1725

(訂正前)

地質調査業務

案 件 名	三宝水再生センター地質調査業務（５－１）
-------	----------------------

(単位：円)

直接調査費	8,042,206
間接調査費	2,682,828
解析等調査業務費	889,345
諸経費	5,788,621
業務価格	17,403,000

* 各項目に分類されていない内訳項目の金額についても、算定に当たっての取扱いに従い分類した項目に含めます。

* 金額は消費税等相当額を除いています。

(訂正後)

地質調査業務

案 件 名	三宝水再生センター地質調査業務（5－1）
-------	----------------------

(単位：円)

直接調査費	8,042,206
間接調査費	2,831,897
解析等調査業務費	2,105,000
諸経費	4,572,897
業務価格	17,552,000

- * 各項目に分類されていない内訳項目の金額についても、算定に当たっての取扱いに従い分類した項目に含めます。
- * 金額は消費税等相当額を除いています。

地質調査業務の入札時における最低制限価格等の算定誤りについて（検証結果の概要）

堺市上下水道局が令和6年2月に実施した三宝水再生センター地質調査業務（5-1）の入札において、予定価格及び最低制限価格の算定を誤って入札を執行し、本来契約の相手方とならない事業者と契約していたことが判明しました。本事案を受け、上下水道局内に対策チームを設置し、違算要因の分析・検証と初動時の対応の検証を行いました。

経緯

- 令和6年2月6日、三宝水再生センター地質調査業務（5-1）の開札を行い、2月26日に契約締結。
- 3月7日、入札に参加した事業者から最低制限価格の算定に誤りがないかとの指摘。
- 3月8日、設計内容と予定価格の確認を行い、誤りがないことを回答。
- 3月13日、同事業者から再度同様の指摘。
- 3月14日、同事業者へ回答に時間を要するため、4月以降の回答になると連絡。
- 4月5日、最低制限価格の算定に誤りがあったことが判明。
- 4月18日、予定価格の算定にも誤りがあったことが判明。
- 4月22日、本件の入札に参加した全事業者に対し、説明及び謝罪し、契約を継続することの了解を得る。
- 4月26日、本件について報道提供を実施。

原因及び課題

① 予定価格の誤り

- 予定価格の誤りは、積算システムのエラーにより、旅費交通費が適切に合計されなかったもの。また、積算システムを用いているため「正しく計算されている」という思い込みによりチェックが不足した。

② 最低制限価格の誤り

- 最低制限価格の誤りは、最低制限価格を算定するための内訳書（公表用内訳書）への入力に誤りがあったもの。内訳書は手入力で作成するため、ヒューマンエラーが発生しやすい作業であり、内訳書の使用や入力のルールに不明確な部分があった。
- 内訳書の使用や入力のルールに不明確な部分があったため、担当者の誤認が生じ、また、審査担当者も十分内容を把握せずに確認している状態であった。

③ 事業者からの疑義に対する初動対応

- 初動対応時に最低制限価格の設定に誤りがあることが判明していれば、その時点で契約解除を含む対応の検討が可能であった。
- 最低制限価格の誤りの重大さについて組織としてその認識が浸透していなかったため、組織内で速やかに情報が共有されず、疑義を受けた後、組織として適切な対応ができなかった。

※ 予定価格とは、地方公共団体側の予算執行の際の上限額としての性格を持つもの

※ 最低制限価格とは、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札しても、最低制限価格を下回る場合にはこれを落札者とせず、最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度に基づき、予定価格の各費目（内訳）の額に一定の係数を乗ずることにより算出するもの。

再発防止に向けた主な取組

上下水道局では、今回の事象を教訓とし、適正な事務執行に向けて以下のとおり取り組みます。

（1）適正な入札契約事務についての組織全体の意識向上に取り組みます。

- 予定価格等の問合せにより誤りが判明した場合、入札や契約の継続の支障となるおそれがある極めて重要な事案であることを改めて周知徹底
- 外部からの問合せ等に対して、速やかな組織内の情報共有と適切な対応を行うための局内通知の発出や研修の実施

（2）入札・契約行為や工事及び工事関連業務の設計および積算に対する知識向上に取り組みます。

- 積算システム取扱マニュアルや設計・積算チェックリストを見直したうえで再周知
- 過去の違算事例の共有、担当者の設計積算の習熟度に応じたチェック体制の構築、研修等の継続実施

（3）設計書、公表用内訳表作成時及び予定価格等決定時におけるチェック機能を強化します。

- 設計書の手入力箇所等重点的な確認、公表用内訳書のチェック体制の強化
- 公表用内訳書の様式統一、人によって解釈に差が生じないように注記を追加する等の様式変更

（4）積算システムにおけるシステム改修等の対応を行います。（※今回の積算誤りの原因となった積算システムエラーは解消済み）

- システム改修後における改修内容の周知・浸透、改修により影響が生じる箇所の設計書審査時における重点的な確認
- 年間保守契約におけるシステムのエラーチェック等の定期点検実施

（5）情報共有を徹底します。

- 情報共有ツール（チャット等）の活用によるコミュニケーションの活性化と速やかな情報共有の習慣付け
- 情報共有しやすい職場環境づくりと、情報共有に対する意識の向上